

## 国家戦略特区に係る提案項目一覧

### 特区名：モノづくり産業強靱化スーパー特区

#### 1 モノづくり産業がグローバル競争に打ち勝つ事業環境の整備（企業を強くする）

提案者	提案名	実施場所	実施内容	根拠法令等	規制の内容	新たな措置内容	経済的社会的効果
4 県 3 市 ・ 愛知県	次世代自動車の普及拡大に向けた先行的な規制緩和	愛知県 岐阜県 三重県 静岡県 浜松市	EV・PHV、燃料電池自動車といった次世代自動車に係る規制改革（水素ステーションの設置）を推進することにより、関連する企業のイノベーションを促進し、今後の日本経済を牽引することが期待される次世代自動車産業の創出・発展を加速する。	「高圧ガス保安法第 8 条第一号（一般高圧ガス保安規則第 7 条の 3）」等	水素ステーションの設置促進に当たり、次のようなことが原因で、特に都心部において、水素ステーションの設置が進まない要因となっている。 ・水素ステーションは、欧米等に比べ厳しい安全基準が定められていることから、水素ステーションの設置コストが欧米よりかなり高くなっている。 ・公道や敷地境界等から一定の距離を確保する必要があることから、実際に必要な面積に比べ、かなり大きな敷地面積が必要となる。	燃料電池自動車の普及促進・水素ステーションの設置促進や水素エネルギー社会の構築に向けて必要となる、規制の再構築、実証実験の実施、モデル社会による検証等を行うに当たり、すぐには全国一律展開が困難なものは、まず本特区内で先行してこれらを実施することにより、その取組を加速させる。	この地域は、FCV をはじめ水素を消費する機器（フォークリフト、エネファーム等）を生産する企業が多く、さらに、水素ステーション数は稼働中・整備中ともに多く、水素エネルギー社会に向けた先行的な取組を行う場所として最適である。 また、水素エネルギー社会の実現に向けた先行的な取組は、欧米との競争力強化をもたらし、我が国の新たな産業の発展に導くとともに、環境にやさしい社会、化石燃料に頼らない持続可能な社会の構築を加速させるものである。
4 県 3 市 ・ 愛知県		愛知県 岐阜県 静岡県 浜松市	EV・PHV、燃料電池自動車といった次世代自動車に係る規制改革（非接触給電装置の設置）を推進することにより、関連する企業のイノベーションを促進し、今後の日本経済を牽引することが期待される次世代自動車産業の創出・発展を加速する。	電波法第 100 条(高周波利用設備) 電波法施行規則第 45 条	電気自動車等に用いられるワイヤレス電力伝送装置は出力 50W を超えるため、一台ごとに許可をえる必要がある。	電気自動車の非接触給電装置の設置について、一台ごとに基地局として許可申請が必要となるを型式指定で行うことができるように要件を緩和する。	電気自動車への非接触充電については、全世界で開発競争が繰り広げられている。実証実験においては、実証設備の許容値の緩和が認められ、さらなる実用化に向けた実フィールドでの実証が加速することと思われるが、我が国がこの分野で標準化を先導できれば、我が国の技術を世界に展開させることが可能となる。
4 県 3 市 ・ 愛知県	先進的な自動車安全技術・自動車交通システムの構築に向けた取組の実施	愛知県 岐阜県 静岡県 浜松市	自動走行や隊列走行の実現に向けた公道での実証走行に係る要件等の緩和	道路交通法第 70 条	道路交通法第 70 条では、「当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。」とされており、運転者が操作を行わない自動走行は想定されていない。	完全な自動走行の実証を行うための条件整備、関連法制の整備 （自動走行や隊列走行等に係る研究開発を促進するため、安全性確保を前提とし、公道での自動走行車両や運転支援車両による実証走行が行えるよう、エリアを限定した規制の整理・緩和を行う。）	自動走行に係る技術については、自動車メーカーだけではなく、IT 企業等も巻き込み、全世界で開発競争・主導権争いが行われている。 先行的に実証を行うことで、この分野での主導権を確保するとともに、短期的には、実験により得られた成果により、高度運転支援技術の向上が期待できる

提案者	提案名	実施場所	実施内容	根拠法令等	規制の内容	新たな措置内容	経済的社会的効果
4 県 3 市 ・ 愛知県	医療機器製造販売業の新規参入促進	愛知県 岐阜県 三重県 静岡県 静岡市 浜松市	他業種のメーカーが <b>医療機器分野へ新規参入</b> するにあたり、製造販売（設計・流通・販売）を行うためには、 <b>品質保証責任者の設置が義務付けられており</b> 、製造や品質等の管理能力があるにも関わらず、製造販売業許可を取得できない。そのため、同分野への <b>新規参入を促進する観点から、品質保証責任者の資格要件を緩和</b> する。	医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質管理の基準に関する省令（平成 16 年 9 月 22 日厚生労働省令第 136 号） 第 4 条第 3 項第 2 号、 第 25 条	医療機器の製造販売を行うにあたり、 <b>品質保証責任者の設置が義務付けられている</b> ため、製造や品質等の管理能力があるにも関わらず、事業化することができない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>品質管理業務その他これに類する業務に医療機器だけでなく、<b>他業種での実務経験も適用</b>できるようにする。自動車関連メーカーの多くが取得している品質マネジメントシステム ISO9001 は、品質管理責任者を配置し、品質管理体制を構築することとしているため、例えば、異業種メーカーでも、<b>ISO9001 を取得した上でのこれまでの品質管理業務を実務経験としてカウントするよう緩和</b>する。</li> <li>品質管理業務その他これに類する業務に安全管理責任者の資格要件と同様に、<b>第 2 種・第 3 種製造販売業の実務経験を緩和</b>する。安全管理責任者とは「医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の製造販売後安全管理の基準に関する省令」の第四条 2、第十三条 2 に規定されている。その中で、高度（侵襲的）な治療機器などの医療機器を扱う第 1 種製造販売業では、安全管理責任者に対し、経験資格要件を求めているが、比較的（非侵襲的）な医療機器を扱う第 2 種・第 3 種製造販売業では、能力を有しておれば良く、経験資格要件を求めている。本件についてもこのような内容に緩和する。</li> </ul>	医療機器分野に関心のあるモノづくり企業において、 <b>医療機器製造販売業として参入が促進され、国産医療機器の創出促進が期待</b> される。
4 県 3 市 ・ 愛知県	医療機器に関する登録認証機関の誘致	愛知県 岐阜県 静岡県 静岡市 浜松市	当地域の医療機器メーカーの円滑な事業化に向け、 <b>登録認証機関の設置を促進</b> する。	法人税法第 66 条	<b>登録認証機関は、全国に 13 機関</b> 設置されているが、その <b>多くが首都圏</b> にあり、当地域の医療機器メーカーの円滑な事業推進を妨げている。	新たな登録認証機関を設置する際、設備投資に係る <b>法人税を軽減</b> する。	本特区内に登録認証機関が設置されることにより、本特区内のモノづくり企業において、 <b>医療機器分野への参入が促進され、医療機器の創出促進が期待</b> される。
4 県 3 市 ・ 愛知県	リハビリ支援ロボット等の医療機器認証手続きの簡素化及び治験症例数の低減	愛知県 岐阜県 三重県 静岡県 静岡市 浜松市	医療機器・介護支援機器（ロボットを含む）分野の世界トップクラスの医師・工学研究者やメーカーが揃っている当地域のポテンシャルを活かし、本特区内において、研究機関・医療機関・大学を中心に <b>リハビリ・介護支援機器等の開発・実用化を促進する拠点</b> （医療人材の育成、当該機器の実証評価等）を整備する。	薬事法（治験の取扱い） 第 80 条の 2	厚生労働省と経済産業省において、平成 25 年 4 月 24 日に <b>活動機能回復装置</b> （リハビリ支援ロボット）を <b>医療機器として認証するための評価指標を策定</b> されたところである。 今後、企業が当該評価指標をもとに、治験の目的や装置の性能に併せて、治験方法・症例数を勘案されることとなるが、当該装置を安全で速やかに社会に普及させるために、より円滑な手続き・運用が必要である。	リハビリ支援ロボット等の <b>医療機器認証に係る手続きの簡素化及び治験症例数の低減</b>	<b>介護職員の負担軽減や離職率の低減が期待</b> される。 関連する <b>ロボット・機器を開発するメーカーの事業化が促進</b> される。

提案者	提案名	実施場所	実施内容	根拠法令等	規制の内容	新たな措置内容	経済的社会的効果
4 県 3 市 ・ 愛知県	介護施設等における先端的な介護支援機器等の導入促進	愛知県 岐阜県 三重県 静岡県 静岡市 浜松市	当地域のモノづくり技術を活かしながら、現在の日本、そして近未来の諸外国における最大の課題である高齢化に対応しうる、 <b>病気の予防、超早期診断、治療、リハビリ、介護支援、健康長寿に役立つ健康・医療関連の開発や実用化の促進を加速する。</b> 介護ロボットをはじめ、 <b>実証された製品</b> については、 <b>介護施設等への導入を促進する。</b>	厚生労働省「中小企業労働環境向上助成金」	「 <b>中小企業労働環境向上助成金</b> 」により、介護施設において、職員の身体的負担を軽減する機器の導入に助成金が与えられるが、 <b>機器の種類が以下のとおり限定されているため、新しい機器の導入が促進されない。</b> また当初予算であるため（予算額に限界があるため）、早期に申込み受付が締め切られる。 ①移動用リフト②自動車用車いすリフト③座面昇降機能付車いす④特殊浴槽⑤ストレッチャー⑥自動排泄処理装置 ⑦昇降装置 ⑧車いす体重計	「中小企業労働環境向上助成金」の対象機器に、 <b>歩行支援ロボットやコミュニケーションロボット、施設巡回ロボットなど、新しいロボットも適用する。</b>	<b>介護職員の負担軽減や離職率の低減が期待される。</b> 関連する <b>ロボット・機器</b> を開発するメーカーの <b>事業化が促進される。</b>
4 県 3 市 ・ 愛知県	病気の予防と超早期診断のための技術・システムの開発と展開	愛知県 岐阜県 三重県 静岡県 静岡市 浜松市	超高齢社会の中で、高齢者や弱者の孤立と社会保障費の激増を抑えるためには、 <b>光電子・通信技術による I C T と医療の融合が不可欠</b> である。これらを活用し、医療分野におけるロールモデルを確立するため、 <b>病気の予防と超早期診断（アラーム検知等）の技術・システムを開発・展開する。</b>	情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について（厚生省健政発 第 1075 号 平成 9 年 12 月 24 日）	・診療は、医師又は歯科医師と患者が直接対面して行われることを基本としており、現状では <b>遠隔診療は直接の対面診療を補完するものという位置づけがなされている。</b> ・病気の予防と超早期診断は極めて重要な要素であるものの、 <b>遠隔診療を行うことができる対象は、重度や慢性の疾病など 9 つの疾病患者に限られている。</b> ・病気の未然予防のためには、イメージング（撮像）、センシング（計測）技術を活用しつつ <b>フィットネス産業と医療を融合させた新たなカリキュラムの構築やインセンティブ付与の仕組みづくり等が重要</b> であるが、現状の法規制ではこれらを <b>医療現場で実証する術がない。</b>	<b>遠隔診療の対象拡大と、それらに伴う、診療報酬の導入、保険適用等</b> ①光電子・通信技術による I C T (Information and Communication Technology) と医療の融合により、遠隔医療をさらに進めた <b>移動式等の在宅診断システム</b> を確立・展開するため、当該システムの導入を <b>遠隔診療の対象とする。</b> ②病気の未然予防のため、 <b>フィットネス産業と医療を融合させた新たなカリキュラムの構築支援やインセンティブ付与の仕組みづくりへの支援</b> を行うとともに、 <b>診療報酬の導入、保険適用等</b> を行う。 ③ I C T と医療を融合させるため、 <b>撮像・計測・通信等のシステムの標準化を支援し、高い信頼性や安全性など厳格な基準を満たしたシステムについては、診療報酬の導入、保険適用等</b> を行う。	撮像・計測・通信システムの標準化及び事業化により、 <b>セルフケアによる病気の予防と超早期診断</b> が実現し、「いつでも、どこでも、だれにでも」高品質な診療サービスの提供が可能となる。また、 <b>罹患者減少による社会保障費の大幅削減</b> はもとより、 <b>国内外の医療過疎地域への展開（インフラ輸出）</b> によって、地球規模での <b>安全・安心で快適な社会の実現</b> につながる。
4 県 3 市 ・ 愛知県	国際戦略総合特区「アジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区」での法人税の大幅引下げ	愛知県 岐阜県 三重県 静岡県 浜松市	モノづくり大国を支える日本最強のモノづくり産業集積地である当地域内の <b>国際戦略総合特区「アジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区」</b> に限って、 <b>先行的に、あるいは全国とは次元の異なる、法人税の大幅引き下げ</b> を実行する。	法人税法第 66 条 法人税法第 81 条の 12	「アジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区」は、アメリカ・シアトル、フランス・ツールーズと肩を並べる世界三大拠点を目指す中、 <b>諸外国より高い法人税率は航空宇宙関連企業のさらなる集積を円る上で大きな障壁</b> となっている。 このため、 <b>法人税率の大幅引下げを当地域への航空宇宙関連企業のさらなる集積に向けたインセンティブとすることが必要</b> である。	・国際戦略総合特区「アジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区」内の企業の法人実効税率を少なくとも <b>25%までへ引き下げる。</b> ・全国的な法人実効税率の引き下げ（20%台）が検討されているが、これが実現される場合には、 <b>当該特区内に進出・投資する企業の法人税を 10 年間最大ゼロとする。</b>	当地域に航空宇宙関連企業のさらなる集積を促進し、研究開発から設計、製造、保守管理までの一貫体制を持つ、 <b>アジア最大・最強の航空宇宙産業クラスターの形成</b> を図る。



提案者	提案名	実施場所	実施内容	根拠法令等	規制の内容	新たな措置内容	経済的社会的効果
4 県 3 市 ・ 愛知県	企業の設備投資を促す“投資減税”の上乗せ措置	愛知県 岐阜県 三重県 静岡県 静岡市 浜松市	国家戦略特区内の企業が「国家戦略産業」に係る生産活動や研究開発を積極的に行えるよう、設備投資や研究開発投資を支える税制措置を一層充実する。	租税特別措置法第 42 条の 10	国家戦略特区の税制措置として、 <b>機械等</b> を取得した場合の <b>特別償却</b> または <b>法人税額の特別控除制度</b> が位置づけられている。 ・ <b>特別償却</b> 機械・装置、開発研究用器具・備品を対象に、 即時償却（特定中核事業）、 50%（特定中核事業以外）、 建物等については、25% ・ <b>税額控除</b> 機械・装置、開発研究用器具・備品：15%、建物及びその附属設備並びに構築物：8% 現状、税額控除限度超過額については、 <b>1 年間の繰越し</b> ができる。 日本の成長を牽引していくには、 <b>これを上回る措置</b> を講じることが必要である。	・ <b>特別償却</b> については、取得価額の 55%（特定中核事業以外）、建物等については 30%  ・ <b>税額控除</b> については、対象資産の取得価額の 20%、建物等については 13%（法人税額の 30%を限度とし、税額控除限度超過額については <b>4 年間の繰越し</b> ができる）	航空宇宙や次世代自動車、健康寿命延伸など、「国家戦略産業」としての育成が必要な次世代成長産業に対して、 <b>現行の国際戦略総合特区設備等投資促進税制等を上回る措置</b> を講ずることによって、 <b>投資の一段の促進</b> を図り、日本経済を支える産業の国際競争力の強化を図る。
4 県 3 市 ・ 愛知県	イノベーションを促進する研究開発促進税制の拡充	愛知県 岐阜県 三重県 静岡県 静岡市 浜松市	不確実性が高く、事業化までに長期間を有する研究開発を「国家戦略産業」に係る企業が強力に推進できるよう、 <b>研究開発投資をキャッシュ面で支える税制措置を充実</b> する。	租税特別措置法第 42 条の 10	国家戦略特別区域の <b>税制措置</b> として、 <b>機械等</b> を取得した場合の <b>特別償却の適用</b> を受ける <b>特定中核事業の用に供された開発研究用資産</b> について、即時償却に加え、その減価償却費の 12%を税額控除できる <b>研究開発税制の特例措置</b> （法人税）が位置づけられている。 現状、繰越額控除限度超過額の繰越しは、1 年間繰越しできる。 日本の成長を牽引していくには、 <b>これを上回る措置</b> を講じることが必要である。	・中小企業に対する一律 12%の控除率の <b>引き上げ</b> （15%へ）  ・ <b>繰越税額控除限度超過額の繰越期間の延長</b> （3 年に）	航空宇宙や次世代自動車、健康寿命延伸など、「国家戦略産業」としての育成が必要な次世代成長産業に対して、 <b>現行の研究開発促進税制を上回る措置</b> を講ずることによって、日本経済を支える産業の国際競争力の強化を図る。

提案者	提案名	実施場所	実施内容	根拠法令等	規制の内容	新たな措置内容	経済的社会的効果
4 県 3 市 ・ 愛知県	「強い中小企業」をつくるための税制措置	愛知県 岐阜県 三重県 静岡県 静岡市 浜松市	「国家戦略産業」に係る中小企業の活力を一段と強化するため、 <b>全国を上回る税制措置</b> を講じる。	租税特別措置法第 42 条の 3 の 2、4、6、10	現状では、 ・ <b>中小企業者等の法人税率の特例は、15%</b> （中小企業者等に係る法人税の軽減税率） ・ 「 <b>中小企業投資促進税制</b> 」の税額控除対象者は、資本金「3,000 万円以下」となっており、また、 <b>税額控除限度額は、法人税額の 20%</b> となっている。 ・ <b>人材確保・能力開発における教育訓練費などにかかる税額控除は、平成 24 年度税制改正で廃止</b> されている。 ・ 法人税法上、いわゆる“ <b>中堅企業</b> ”は、 <b>税制の優遇措置（軽減税率の適用、留保金課税の適用除外等）の対象となっていない。</b>  ・ <b>海外市場開拓支援税制</b> （中小企業が海外市場開拓のために要した費用の一定割合を税額控除）は、 <b>廃止</b> されている。 ・ 外国子会社配当益金不算入制度における <b>益金不算入の割合は、95%</b> となっている。  ・ 企業が設備投資を行う場合、財務省令により <b>固定資産は償却期間は一律に定められている。</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>中小企業者等の法人税率の特例</b>（中小企業者等に係る法人税の軽減税率を 15%から 11%に引き下げる。）</li> <li>・ 「<b>中小企業投資促進税制</b>」の<b>税額控除対象者の拡大</b>（資本金「3,000 万円以下」から「1 億円以下」へ引き上げ）、<b>税額控除限度額の引き上げ</b>（法人税額の 20%から 30%へ）</li> <li>・ <b>人材確保・能力開発税制（仮称）の創設</b>（中小企業の採用活動に伴う費用や教育訓練費など人件費の増加額の一定割合を税額控除）</li> <li>・ 法人税法上、「<b>中小企業</b>」とはみなされていない、いわゆる“<b>中堅企業</b>”も<b>税制の優遇措置（軽減税率の適用、留保金課税の適用除外等）の対象とする</b>（中小企業基本法において中小企業者とされている「従業員 300 人以下又は資本金 3 億円以下の製造業」のうち、「<b>国家戦略産業</b>」に係るものについては対象とする）</li> <li>・ <b>海外市場開拓支援税制の創設</b>（中小企業が海外市場開拓のために要した費用の一定割合を税額控除）</li> <li>・ <b>海外収益の国内還流容易化制度の創設</b>（外国子会社配当益金不算入制度における益金不算入の割合を 95%から 100%に。また、国内還流額に応じて税額控除を実施）</li> <li>・ 特例的な一括償却制度の創設及び償却額を任意に設定できる「<b>任意償却</b>」の導入</li> </ul>	航空宇宙や次世代自動車、健康寿命延伸など、「 <b>国家戦略産業</b> 」としての育成が必要な次世代成長産業に対して、 <b>現行の中小企業投資促進税制を上回る措置</b> を講ずることによって、 <b>日本経済を支える産業の国際競争力の強化</b> を図る。
4 県 3 市 ・ 愛知県	研究開発支援制度に基づく補助対象施設の柔軟な活用を図るための補助金適正化法の運用の見直し	愛知県 岐阜県 三重県 静岡県 静岡市 浜松市	平成 24 年度から国主導のものづくり試作補助金事業が実施されている。 国の支援制度を最大限に活用しながら、 <b>中小企業の研究及び技術開発力の向上に向けた支援</b> に努める。	補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて（平成 16 年 6 月 10 日大臣官房会計課通知）	<b>補助対象となったプラント等は目的外の使用が限定的にしか認められていないため、例えば、試験研究用に導入した設備等の場合、その試験研究が事業化につながる場合でも、事業化においてはその設備を使用することはできず、設備を十分に活用できない状況が発生する。</b>	償却期間内の補助対象プラントであっても、補助金返還等を行わず商用ベースに転用できるように <b>運用を見直し</b> 、企業の事業活動に即した形で、 <b>補助金対象施設の柔軟な活用</b> を図り、企業の競争力強化を図る。 具体的には、平成 16 年 6 月 10 日大臣官房会計課通知「補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」の「5. 承認申請等の特例」の（2）に、 <b>開発試作用施設を本来の開発意図に沿った用途に転用する場合を追加し、補助金返還等が生じないようにするべき。</b>	企業の事業活動に即した形で、 <b>補助金対象施設の柔軟な活用</b> を図り、 <b>研究開発から事業化への橋渡し</b> をすることが容易になり、ものづくり企業等の競争力強化につながる。

提案者	提案名	実施場所	実施内容	根拠法令等	規制の内容	新たな措置内容	経済的社会的効果
4県3市 ・ 愛知県	企業用地開発に係る農地転用許可に関する規制緩和	愛知県 岐阜県 三重県 静岡県 静岡市 浜松市	一定の要件に合致する国家戦略特区内の <b>企業用地開発</b> については、公共事業のための農地転用と同様に、 <b>農地転用許可不要</b> とする。	農地法第4条第1項第8号、第5条第1項第7号、農地法施行規則第32条、第53条、農業振興地域の整備に関する法律第10条第4項、農業振興地域の整備に関する法律施行令第8条	<b>農地を農地以外のものにする場合、農地転用の許可が必要なため、調整や手続等に時間を要し企業の円滑な立地を妨げている。</b>	「国家戦略産業」としての育成が必要な次世代成長産業に係る企業からのオーダーにより、 <b>県・市町村の土地開発公社等の公的団体や市町村が企業用地の造成を行う場合、あるいは、当該産業に係る企業自らが企業用地の造成を行う場合</b> （県または市町村において秩序ある開発が担保される仕組みがあることを前提）にも、 <b>農地転用の許可を不要とする</b> （農用地区域内の農地の場合には、農用地区域からの除外を可能とする）。	企業の円滑な立地を妨げている <b>企業用地開発に係る規制を緩和</b> することにより、 <b>我が国の立地競争力を一段と高め</b> 、航空宇宙や次世代自動車、健康長寿など、「国家戦略産業」の集積が進み、日本の成長を牽引することができる。

## 2 国内外から人材と頭脳が集まる仕組みづくり（ヒトを集める）

提案者	提案名	実施場所	実施内容	根拠法令等	規制の内容	新たな措置内容	経済的社会的効果
愛知県	愛知県立愛知総合工科高等学校専攻科（平成28年4月開校予定）運営の民間への開放	愛知県	<b>愛知県立愛知総合工科高等学校専攻科の大学への編入学</b> を目指すとともに、 <b>公設民営化</b> の手法により、 <b>愛知県立愛知総合工科高等学校専攻科の学校運営の全体又は一部を民間事業者</b> に委託する。（本科は民間委託の対象とはしない。）	(1) 学校教育法第5条「学校の管理」 (2) 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律第8条「校長の数」 (3) 地方交付税法第12条「基準財政需要額の算定方法に係る測定単位及び単位費用」 (4) 学校教育法第58条、第108条、第122条、第132条「大学のへの編入学」	(1) 学校教育法第5条「学校の管理」では、 <b>公立高等学校の運営を包括的に民間事業者</b> に委託することが困難である。 (2) <b>本科及び専攻科の双方に校長を配置したいが</b> 、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律第8条「校長の数」により、このことができない。 (3) 地方交付税法第12条では、 <b>公設民営学校が地方交付税の交付対象となっていない</b> 。 (4) 学校教育法第58条「大学への編入学」では、 <b>高等学校専攻科から大学への編入学が認められていない</b> 。	(1) <b>公立高等学校の運営を包括的に民間事業者</b> に委託することを認める。 (2) <b>本科及び専攻科の双方に校長を配置</b> できることとする。 (3) 公設民営学校を地方交付税の算定対象とする。 (4) 学校教育法第58条を改正し、 <b>高等学校専攻科から大学への編入学を認める</b> 。	学校の管理運営の全部又は一部を民間に委託することにより、ものづくり企業がもつ高度な技術力や開発力、大学がもつ高い専門性、専門学校等を経営する学校法人が有する独自のノウハウ等を導入し、 <b>高い技術・技能を備えた人材を育成</b> できる。また、インターンシップを活用した、 <b>企業のニーズに直結する人材の育成・確保や、大学進学（編入学）を踏まえた高大一貫教育の実現により、多くの優秀な人材の育成</b> が期待できる。
4県3市 ・ 愛知県	外国人高度人材等の受入れに係る規制緩和	愛知県 岐阜県 三重県 静岡県 静岡市 浜松市	現在、世界各国では高度人材及びその予備軍である留学生を中心に、ヒトの移動が活発化しており、世界は、「人材獲得競争」の様相を呈している。こうした中、我が国においては、長期的には労働力人口の減少による成長の鈍化・停滞も危惧されるところであり、外国人は、モノづくりを支える貴重な人材として、ますます重要になっていく。 このため、本特区内において、 <b>モノづくりに携わる外国人の受入れに係る規制緩和</b> を図る。	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令 平成24年法務省告示第126号（高度人材告示）・第127号（高度人材在留指針） 出入国管理及び難民認定法第22条、法務省「永住許可に関するガイドライン」	・高度人材に対するポイント制は、外国人の活動内容やその特性に応じて、「学歴」、「職歴」、「年収」などの項目ごとにポイントを設け、その合計が一定の点数に達した人を「 <b>高度人材外国人</b> 」と認定している。 ・「高度人材外国人」が <b>永住許可の対象となるためには、一定期間、高度人材としての活動を行う必要がある</b> 。 ・現行制度では、 <b>高度人材認定後も、「年収」などの要件を満たした場合のみ、親や家事使用人の帯同が認められている</b> 。	・特区区域内就労者には、ボーナス・ポイントとして <b>10ポイントを加算</b> ・特区区域内で活動する（予定を含む）外国人が高度人材として認定された場合には、 <b>即、期限のない在留資格を付与または永住許可の対象とする</b> 。 ・特区区域内就労者の親、家事使用人の帯同許可条件の撤廃	高度外国人のポイント制により、特区内への高度人材の受入だけでなく、定着も期待できることから、 <b>イノベーションの継続的な創出や新たなビジネス機会の創出による雇用の活性化</b> が期待できる。



提案者	提案名	実施場所	実施内容	根拠法令等	規制の内容	新たな措置内容	経済的社会的効果
4 県 3 市 ・ 愛知県	外国人高度人材等の受入れに係る規制緩和	愛知県 岐阜県 三重県 静岡県 静岡市 浜松市	特区内において、一定比率以上の外国人高度人材を雇用している、または雇用を増やした企業に対して、雇用制度における特例措置を認めるとともに、当該企業に雇用されている外国人労働者に対して、出入国時の利便性を高める特例措置を講ずるなど、様々な特恵を付与する。	労働基準法第 32 条、第 41 条等 出入国管理及び難民認定法第 3 条、第 7 条、第 25 条等	・ 諸外国では認められている「ホワイトカラーエグゼンプション」の制度は、現在、日本では許容されていない。 ・ 諸外国では、複数国により、参加国間で出入国管理上信頼のできる旅行者をトラステイド・トラベラーとして特定し、自動化ゲート利用の対象者とする出入国審査の簡素・合理化の取組が行われている一方で、我が国の空海港における自動化ゲートの利用対象者は、日本人及び在留外国人のうち、事前に利用者登録を行った者に限られている。また、自動化ゲートにおいても、出入国カードの紙による提出を義務付けているため、自動化ゲート利用が増えない一因となっている。	・ 当該企業が雇用している外国人を対象に「ホワイトカラー・エグゼンプション」の導入を可とするなどの措置を講ずる。 ・ 出入国審査に関しては、当該企業が雇用した外国人が新規に来日する場合、「信頼できる渡航者」（トラステイド・トラベラー）として、空海港における自動化ゲート利用の対象者とし、自動化ゲートによる審査に際しては、出入国記録カード（EDカード）の紙による提出を不要とするなど、当該外国人の負担軽減を図る。また、すでに、当該企業に雇用されている在留外国人に対しても、同様の負担軽減を図る。	諸外国の労働条件、出入国手続きと同等の条件を措置することにより、時間ではなく成果で評価される働き方を希望する働き手のニーズに応えるとともに、企業における外国人高度人材の確保を促進し、当地域の国際競争力の強化を図る。
4 県 3 市 ・ 愛知県		愛知県 岐阜県 三重県 静岡県 静岡市 浜松市	特区区域内の大学で学んだ外国人留学生のうち、一定の要件を満たす者が、特区区域内の航空宇宙産業など特定の業種の企業に就職する場合に限り、「留学」から「就労」が認められている在留資格に変更する際の在留期間を緩和する。	出入国管理及び難民認定法第 2 条の 2 第 3 項、 出入国管理及び難民認定法施行規則第 3 条	出入国管理及び難民認定法において、「外交」、「公用」及び「永住者」の在留資格以外の在留資格に伴う在留期間は、5 年を超えることができないこととされている。	モノづくり産業を中心とした当地域の発展のために、特区区域内の大学で学んだ外国人留学生が、卒業後も、当地域に留まり、当地域の特区内の企業へ就職することを促すため、一定の要件を満たす者が、特区区域内の航空宇宙産業など特定の業種の企業に就職する場合に限り、「留学」から就労が認められている在留資格に変更する際の在留期間を通常の「最大 5 年」を「7 年」に延長する。	モノづくり産業・技術の世界的中枢である当地域で学んだ外国人留学生の当地域企業への就職を促進することにより、当地域企業における外国人高度人材の確保、当地域の産業発展・国際競争力強化を図る。
4 県 3 市 ・ 愛知県		愛知県 岐阜県 三重県 静岡県 静岡市 浜松市	現在、世界各国では高度人材及びその予備軍である留学生を中心に、ヒトの移動が活発化しており、世界は、「人材獲得競争」の様相を呈している。こうした中、我が国においては、長期的には労働力人口の減少による成長の鈍化・停滞も危惧されるところであり、外国人は、モノづくりを支える貴重な人材として、ますます重要になっていく。このため、本特区内において、モノづくりに携わる外国人の受入れに係る規制緩和を図る。	出入国管理及び難民認定法第 2 条の 2 第 3 項、出入国管理及び難民認定法施行規則第 3 条 法務省入国管理局「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」（平成 24 年 11 月改定）、「技能実習制度推進事業運営基本方針」（厚生労働大臣公示）	外国人技能実習生については、途上国の経済発展・産業振興の担い手となる人材育成を目的として、外国人技能実習生が雇用関係の下、最長 3 年の間、日本での技能習得を図る制度である。本国での活躍を前提とした制度であるため、3 年を超えての雇用はできないことから、高度な技能や多能工に対応できないことや、十分な技能を習得していないことから帰国後は技能を活かした職に就かない例も多いなどの課題がある。第 6 次出入国管理政策懇談会・外国人受入れ制度検討分科会では、期間の延長について報告を行っているが、現時点ではまだ実現にはいたっていない。	特区区域内で航空宇宙産業など特定業種の技能習得を行う外国人技能実習生の実習期間を、技能実習 1 号、2 号合わせ「最大 3 年」から「最大 5 年」に延長する。	技能実習期間の延長により、高度な技能を必要とする業種や多能工の育成が期待でき、帰国後の中堅技術職としての活躍が期待できる。 企業側にとっても、人手不足が深刻化する中で、高度な技能人材の確保が可能となることで、我が国の産業空洞化を防ぐことにもつながる。

提案者	提案名	実施場所	実施内容	根拠法令等	規制の内容	新たな措置内容	経済的社会的効果
4 県 3 市 ・ 愛知県	外国人高度人材等の受入れに係る規制緩和	愛知県 岐阜県 三重県 静岡県 静岡市 浜松市	特区区域内での <b>技能実習終了後</b> に、本人が希望する場合には、 <b>帰国することなく、特区内で就労可能な在留資格（在留期間 5 年）を付与する。</b>	入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号、出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令、出入国管理及び難民認定法第 20 条第 1 項、第 20 条の 2、出入国管理及び難民認定法第 20 条の 2 第 2 項の基準を定める省令 法務省入国管理局「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」（平成 24 年 11 月改定）	現状、技能実習生は 3 年間の技能実習期間終了後は、 <b>原則として帰国することとなり、長期の就労機会の支障</b> となっている。	国家戦略特区内で技術習得を目指す外国人が、より高度な技術を習得できるよう、特区区域での技能実習終了後、 <b>在留資格を「特定活動」として認定するか、新たな在留資格を創設する。</b>	当特区内で技術習得を目指す外国人に対して、 <b>より実践的で長期の就労機会を提供</b> することで、より高度な技術習得が図られ、当外国人が帰国後は高度人材として、 <b>当該国の発展に貢献するとともに、当地域企業の海外進出を支える役割</b> を果たし、当地域企業の国際競争力強化を促進する。
4 県 3 市 ・ 愛知県		愛知県 岐阜県 静岡県 静岡市 浜松市	<b>海外の生産拠点より受け入れた現地法人社員（技能者）</b> に対して、より効果的・効率的な技能の習得ができるよう、 <b>現行の実務研修に係る制度を見直し、本特区において先行的に適用する。</b>	出入国管理及び難民認定法	現地法人社員を「 <b>技能実習</b> 」として国内工場に受け入れる場合、現地法人社員は、 <b>雇用契約に基づき技能等習得活動や修得した技能等を要する業務に従事することとなり、雇用と離職に係る各種社会保険関係などの手続きに時間と費用を要する。</b> 在留資格「 <b>研修</b> 」のうち <b>実務研修を含む研修は、公的研修として認められるものに限定されている。</b> また、在留資格「 <b>企業内転勤</b> 」では、国内において、「 <b>技術</b> 」「 <b>人文知識・国際業務</b> 」に相当する活動とされている。	海外の生産拠点より受け入れた現地法人社員（技能者）を在留資格「 <b>技能実習</b> 」で国内工場に受け入れる場合の <b>実務研修制度の見直し、在留資格「研修」の民間企業への適用、在留資格「企業内転勤」の「技能」活動への適用</b> を図る。	海外の生産拠点より受け入れた現地法人社員（技能者）の国内工場での <b>実務研修</b> において、限定的な技能習得活動を改善し、より効果的な <b>実務研修</b> とし、 <b>現地法人社員の技能向上</b> を図り、当該企業の国際競争力強化を図る。
4 県 3 市 ・ 愛知県		愛知県 岐阜県 三重県 静岡県 静岡市 浜松市	<b>就労が認められる 16 の在留資格のうち、モノづくり産業が集積する当地域において、需要の大きい「技術」分野の人材の受入れを促進するため、在留資格要件を緩和する。</b>	出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号 出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令	出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号及び出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令の規定により、「 <b>10 年以上の実務経験</b> 」が、「 <b>技術</b> 」分野の <b>在留資格取得要件</b> となっており、 <b>需要の大きい「技術」分野の人材受入れ拡大の支障</b> となっている。	就労が認められる 16 の在留資格のうち、「 <b>技術</b> 」分野について、在留資格の取得要件の一つとされている「 <b>10 年以上の実務経験</b> 」を、「 <b>5 年以上の実務経験</b> 」に短縮する。	「 <b>技術</b> 」分野の在留資格の緩和により、 <b>外国人高度人材の受入れを拡大</b> し、当地域企業の国際競争力強化を促進する。
4 県 3 市 ・ 愛知県	愛知県がんセンターにおける先進医療の拡大（保険外併用療養の拡充）	愛知県がんセンター（名古屋千種区）	保険外併用療養の対象として評価されるに至っていない <b>先進的な医薬品や医療技術を保険診療と併用</b> できるようにする。	健康保険法第 86 条、第 70 条、第 72 条、保険医療機関及び保険療養担当規則第 5 条、第 18 条、第 19 条	現在、実施できる <b>保険外併用療養は、例外的に厚生労働省が指定した診療行為のみ</b> である。	医療水準の高い国で承認されている医薬品等について、 <b>臨床研究中核病院等と同水準の国際医療拠点において、国内未承認の医薬品等の保険外併用の希望がある場合に、速やかに評価を開始できる仕組みを構築する。</b>	<b>愛知県がんセンターは、愛知県民をはじめとする患者に対して、先進的な医療を提供</b> しており、特区の指定効果は、 <b>広く区域内（県内）に及ぶ。</b>



提案者	提案名	実施場所	実施内容	根拠法令等	規制の内容	新たな措置内容	経済的社会的効果
4 県 3 市 ・ 愛知県	雇用条件の 明確化	愛知県	・新規開業直後の企業及びグローバル企業等が、我が国の雇用ルールを的確に理解し、予見可能性を高めることにより、紛争を生じることなく事業展開することが容易となるよう、「雇用労働相談センター(仮称)」を設置する。 ・裁判例の分析・類型化による「雇用ガイドライン」を活用し、個別労働関係紛争の未然防止、予見可能性の向上を図る。	—  【国家戦略特別区域法第 37 条(個別労働関係紛争の未然防止等のための事業主に対する援助)】の実現を求めるもの。	新規開業直後の企業及びグローバル企業等が、我が国の雇用ルールを的確に理解していないため、紛争を生じる可能性がある。	国家戦略特別区域法第 37 条(個別労働関係紛争の未然防止等のための事業主に対する援助)に規定されたものであり、その実現を求めるものである。	グローバル企業をはじめとする国内外の企業の立地・開業が促進されることにより、既存立地企業との相乗効果や競争によって、日本一の産業力が強化される。
4 県 3 市 ・ 愛知県	ハローワークの地方移管	愛知県 岐阜県 三重県 静岡県	職業安定法、厚生労働省設置法で定められた都道府県労働局の権限・所掌事務のうち、 <b>特区内の全てのハローワーク及び労働局職業安定部(ハローワーク業務の統括部門)の事務</b> について、各県に移管する。	職業安定法第 5 条、第 7 条、第 8 条第 2 項、厚生労働省設置法第 21 条第 1 項、第 23 条第 1 項、第 24 条第 1 項 平成 25 年 12 月 20 日閣議決定「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」2【厚生労働省】(1)	職業安定法第 7 条には、 <b>都道府県労働局がハローワークを指揮監督することと定められている。</b> また、平成 25 年 12 月の閣議決定で、 <b>国はハローワークが行う無料職業紹介事業等の見直し方針について、現行制度上の取組(国の職業紹介業務と自治体業務の一体的実施、ハローワーク特区、求人情報のオンライン提供等)を積極的に進めるとしている。</b> これらの措置では、県が、産業振興を始めとした、 <b>地域の実情に応じた施策と雇用施策とを連携して運用するために、既存のハローワークとは別途人員・予算を措置する必要</b> があることから、 <b>二重行政が生じる懸念</b> がある。	特区内の <b>全ハローワークの事務</b> を県に移管し、産業競争力強化に強力に取り組んでいる当該地域を、 <b>産業政策と雇用政策の一体的な実施の全国モデル</b> とする。 具体的には、 ① 戦略的な企業誘致や国際戦略総合特区「アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」の推進など、県が進める産業競争力強化施策とリンクした積極的な職業紹介の推進 ② モノづくりを支える職業訓練や専修学校・各種学校とハローワークを統合した、次世代成長産業指向の求職者スキルアップシステムの構築 ③ 子育て支援、障害者福祉、NPO 支援、多文化共生、地域活性化などの県の施策との連携による求職者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな総合支援を行う。	<b>産業政策とリンクした積極的な職業紹介等を一体的に実行</b> することで、 <b>雇用政策をより効果的に推進</b> できる。 また、労働局は都道府県単位で設置されており、ハローワークは受け皿の問題がなく、すぐに地方移管が可能である。

### 3 モノづくりを支える産業・交通インフラの整備・革新(ヒト・モノを動かす)

提案者	提案名	実施場所	実施内容	根拠法令等	規制の内容	新たな措置内容	経済的社会的効果
4 県 3 市 ・ 愛知県	民間事業者による有料道路の運営(コンセッション方式の導入)	愛知県	道路整備特別措置法に基づく <b>有料道路を運営できる者は、都道府県等の道路管理者や地方道路公社に限られており、民間事業者がその運営を行うことは認められていない。</b> このため、道路についても、公共による管理から、民間事業者による経営へと転換することにより、サービスの向上や公共施設を活用した新しい価値を生み出す経営手法である <b>公共施設等運営権制度(いわゆる「コンセッション」)の導入を推進</b> する。	道路整備特別措置法第 10 条、第 15 条、第 23 条、第 42 条等	道路整備特別措置法に基づく <b>有料道路を運営できる者は、都道府県等の道路管理者や地方道路公社に限られており、民間事業者がその運営を行うことは認められていない。</b>	1 <b>民間事業者による有料道路事業の運営</b> 民間における新たな事業機会を創出するとともに、民間事業者の創意工夫を活用した低廉で良質な利用者サービス等の提供を図るため、道路整備特別措置法に基づく有料道路事業について、コンセッションを導入し、公社が、民間事業者に対して運営権の一部を付与する。 ① 運営権付与の方法 ・運営権の付与は、公社と民間事業者間の契約に基づき対価と引き換えに行う。 ② 付与する運営権の内容 ・徴収する料金収入等は民間事業者自らに帰属する。 ・民間事業者自らの費用負担において有料	民間事業者による有料道路の運営を実現することで、民間における新たな事業機会の創出や、民間の創意工夫による低廉で良質なサービスの提供及び沿線開発を含めた地域経済の活性化が図られる。また、日本のインフラビジネス拡大にも貢献していくこととなる。

提案者	提案名	実施場所	実施内容	根拠法令等	規制の内容	新たな措置内容	経済的社会的効果
						<p>道路の維持・運営（道路管理者権限のうち公権力の行使に該当しないものに限る。）を行う。</p> <p>③運営権対価の価額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公社が、あらかじめ、基準となる価額を算定・提示したうえで、民間事業者からの提案に基づき定める。</li> </ul> <p>④公社の機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有料道路に係る資産・負債の管理</li> <li>・ 民間事業者が納付する運営権対価による建設費等の償還</li> <li>・ 公権力の行使に該当する道路管理者権限の業務</li> <li>・ 民間事業者の運営に対するモニタリング機能</li> </ul> <p>2 民間事業者へのインセンティブの付与</p> <p>民間事業者の創意工夫による利用者サービス向上や集客による増収、効率的管理に向けた取組を促すため、民間事業者による有料道路やPAの運営等の結果生じる増収や経費節減等の収支差（プラス）について、一定のルールを設けてインセンティブとして民間事業者に付与するとともに、減収や経費増加等により生じる収支差（マイナス）についても一定のルールを設けて民間事業者の損失とする。</p> <p>3 道路の利便性向上・維持のための料金徴収継続</p> <p>《利便性向上のための料金徴収継続》</p> <p>大規模更新やIC等利便性向上のための施設整備が必要な場合（民間事業者から提案のある場合を含む。）においては、民間における事業機会の拡大や、民間の創意工夫を活用して低廉で良質な利用者サービスの更なる向上を図るため、民間事業者がこれを行うことを認める。</p> <p>この場合において、施設整備等に要した費用については料金収入で償うこととし、その料金徴収期間については負担の世代間公平の観点から、また、料金の額については現在の料金の額の範囲内でかつ道路の利便性（定時性・高速性）・安全性を損なわないことを条件に、民間事業者の提案も求めながら、弾力的に設定する。</p> <p>《維持管理費用の安定確保のための料金徴収継続》</p> <p>定時性や高速性など期待される適正な</p>	

提案者	提案名	実施場所	実施内容	根拠法令等	規制の内容	新たな措置内容	経済的社会的効果
						<p>サービス水準の維持に必要な維持管理費用を受益者負担により安定的に確保するため、料金徴収期間満了後においても、維持管理費用相当額について料金徴収を継続する。</p> <p>※ なお、本提案に先行して構造改革特区において同様の提案を行っているが、「日本再興戦略」改訂 2014 において、『地方道路公社の有料道路事業における公共施設等運営権制度の導入に向けて、「構造改革特別区域の第 24 次提案等に対する政府の対応方針」（平成 26 年 5 月 19 日構造改革特別区域推進本部決定）に基づき、早期に法制上の措置を講ずる。』とされている。日本再興戦略で位置づけのあるこの取組を早急に実現することを要請する。</p>	
4 県 3 市 ・ 愛知県	道路運営権を付与された民間事業者による沿線開発に係る農地転用許可に関する特例措置	愛知県	コンセッション方式をさらに効果的なものとするため、 <b>有料道路の運営権を買い取る民間事業者が行う沿線開発に係る農地転用に関して、関連の規制緩和により、長期にわたる事前調整や協議をなくし、地域の実情に即した土地利用調整や許可事務の迅速化を目指す。</b>	農地法第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項、附則第 2 項	現在、農地転用については、4 ha 超が大臣許可、2 ha 超 4 ha 以下は知事許可で大臣協議が必要となっているが、 <b>許可に係る事前調整等の手続きに時間を要している。</b>	<p><b>●農地転用許可の特例</b> コンセッション方式の導入により、愛知県道路公社から有料道路の運営権の一部を付与された民間事業者による開発に係る 4 ha 超の農地転用については都道府県知事の許可に、2 ha 以下の農地転用については市町村長の許可とする。また、許可に当たって、大臣協議、知事協議を要しないこととする。</p> <p><b>●農地転用許可に係る農林水産大臣の協議の廃止</b> 同様に、2 ha 超 4 ha 以下の農地転用許可に係る農林水産大臣の協議を不要とする。</p>	<p>有料道路運営に参入する民間事業者が、自ら有するノウハウや独自の発想、創意工夫により、地域の実情やニーズに合わせた沿線開発をスピーディーに行うことで、<b>有料道路の利用促進と地域活性化を高い次元で両立することが可能</b>となる。</p> <p>また、民間事業者に道路運営と沿線開発に関するノウハウの蓄積を促すことで、<b>民間企業のインフラシステム輸出の競争力を高める効果が期待</b>できる。</p>
4 県 3 市 ・ 愛知県	民間事業者に対する公有水面埋立免許基準の緩和	愛知県	<b>「アジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区」に認定された事業者が、公有水面の埋立てにより新たな事業用地を確保することができるよう、埋立の免許基準に盛り込む。</b>	公有水面埋立法第 2 条、第 4 条等 公有水面の埋立ての適正化について（昭和 40 年 9 月 1 日港管第 2021 号、建河発第 341 号）	公有水面の埋立ての免許は、国有財産である公有水面について権利の設定をするものであり、免許の処分を行うに当たっては、公有水面埋立法、公有水面埋立法施行令、公有水面埋立法施行規則及び通達が審査基準の根拠とされており、 <b>民間事業者による埋立てに関しては、公共の利益に寄与するものとされている。</b>	国際戦略総合特区「アジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区」の支援措置に係る事業を行うため、当該特区の支援措置に係る <b>指定を受けた事業者が自ら設備投資を行うために公有水面の埋立てを行う場合には、公有水面埋立免許が取得できるよう、免許基準を明確化する。</b>	<p><b>民間活力を積極的に活用</b>することで、<b>公共による施設整備等の負担の軽減</b>となる。</p> <p>民間事業者による新たな設備投資等が地域経済に活性化をもたらす。</p>



提案者	提案名	実施場所	実施内容	根拠法令等	規制の内容	新たな措置内容	経済的社会的効果
4 県 3 市 ・ 愛知県	港湾機能の強化	愛知県 三重県	「国際産業ハブ港」の実現に向け、国際海上コンテナ取扱機能の強化に必要な施設整備を確実に行う。また、国際バルク戦略港湾として、国民の生活に必要な食糧を輸送するバルク船の大型化に対応するため、航路・泊地の増深整備推進を図る。	港湾法第 52 条	平成 25 年に港湾法の一部改正が行われ特定貨物輸入拠点港湾制度が創設されたものの、国費負担率が他の事業と同等の取扱いとなっている。 名古屋港と四日市港は、港湾法附則第 31 項の規定に基づき政令により、国際戦略港湾とみなされ、港湾運営会社については国際戦略港湾と同様の制度が適用されるものの、コンテナヤードの整備等に対する支援制度については差が生じている。	連携して「国際産業ハブ港」の取組を進めている名古屋港及び四日市港において、航路・道路等の整備を図るとともに、コンテナヤード等の港湾整備に関して、「国際コンテナ戦略港湾」と同等の支援措置の適用を図る。また、「国際バルク戦略港湾」を「国際コンテナ戦略港湾」と同等に扱い、バルク船の大型化に対応する国際バルク戦略港湾施策に係る航路・泊地の増深整備等、施設整備への国費負担率の引き上げや対象施設の拡充を図るとともに、民間施設の増深整備への国費投入、無利子貸付金制度の創設を図る。	国際バルク戦略港湾政策が推進されることにより、輸入ばら積み貨物の安定的かつ安価な供給に資する。 国際戦略港湾並みの支援制度が得られることにより、低廉で良質な港湾サービスの提供が可能となり、中部圏に集積する我が国の基幹産業の国際競争力の維持・強化に資する。
4 県 3 市 ・ 愛知県	コンテナターミナル運営会社の統合を促進する優遇制度の創設	愛知県	コンテナターミナル運営会社の合併に伴う税制優遇措置	登録免許税法別表（合併に係る部分に限る） 法人税法第 62 条 租税特別措置法 第 62 条の 3（改正にて平成 29 年 3 月 31 日まで適用停止）	名古屋港においては、各時代において最適な整備手法を採用してコンテナターミナルを整備してきたことから、コンテナターミナルの運営主体として、名古屋港管理組合と民間企業が存在している。 民間企業の中には、そのスケールメリットを活かした運営の効率化やコスト削減などによる競争力の向上に向け、合併の検討を始めた事業者もある。しかしながら、民間企業は多くの不動産を保有しているため、合併に伴う法人税、登録免許税の負担が、合併の妨げの一つとなっている。	コンテナターミナル運営会社の合併に伴う存続会社及び消滅会社に係る法人税（土地譲渡益課税含む）、登録免許税の非課税措置	コンテナターミナルの運営会社の合併が促進され、合併による運営の効率化やコスト削減により、地域の産業競争力強化が実現できる。